

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年10月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	1. 課税資料(個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)を収集する。 2. 課税資料の画像及び数値等を電子化する。 3. 課税資料を賦課期日に現在の宛名情報に結び付ける。 4. 賦課期日現在当市内に住民登録がない者について、当市に課税権がないと判断した場合には、住民登録のある市区町村に課税資料を回送する。 5. 同一納税義務者についての課税資料が複数提出されている場合は、所得、各種控除等の精査を行い、集計内容を確認・修正する(合算処理)。 6. 賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。 7. 給与所得に係る特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。 8. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与所得に係る特別徴収税額変更通知書等の帳票を課税関係を有する者に対して送付する。 9. 本市が住登外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づく通知を住民登録がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住登外課税を行う場合は、同通知を受理する。 10. 扶養是正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族について、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養是正処理結果を国税庁に通知する。 11. 給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与所得に係る特別徴収義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。 12. 公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合には、年金支払者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変更通知書を送付する。 13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14. 減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受理し、減免を行う。 15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。 16. 情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③システムの名称	①個人住民税システム(MICJET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ④番号連携システム ⑤国税連携システム ⑥地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑦個人住民税申告ポータル ⑧マイナポータル申請管理 ⑨中間サーバーシステム ⑩申告支援システム(F@INTAX) ⑪税務システム連携中継サーバーシステム ⑫S3 ⑬庁内データ連携基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 番号法第19条第9号 別紙のとおり

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部税務事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者がマイナンバーを記載しない場合において、マイナンバーを特定するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税課税課税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
		・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

變更箇所

[illegible]

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第8号 別表 情報提供及び情報照会の根拠			
項番	情報照会者/情報提供者	事務	特定個人情報
一	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	当該特定個人番号利用事務(別表の当該各号の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの)を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの
二	全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二の二	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三	厚生労働大臣	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五の二	国土交通大臣	船員法(昭和二十二年法律第百号)による衛生管理者適任証書又は救命艇士適任証書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六	都道府県知事	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七	厚生労働大臣	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十一	厚生労働大臣	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十一の二	厚生労働大臣	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十二	都道府県知事	栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)による栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十三	厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十四	都道府県知事又は市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十四の二	都道府県知事	母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十五	厚生労働大臣	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十六	厚生労働大臣	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十七	厚生労働大臣	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十八	都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九	厚生労働大臣	歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の二	厚生労働大臣	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の三	司法試験委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の四	都道府県教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教育職員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の五	厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の六	都道府県知事	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による全国通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
十九の七	通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十	都道府県知事	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十一	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十一の二	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十二	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十三	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十三の二	国土交通大臣	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計測適合判定資格者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十三の三	国土交通大臣	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十三の四	都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十三の五	都道府県知事	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十四	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十五	国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第8号 別表 情報提供及び情報照会の根拠			
項番	情報照会者/情報提供者	事務	特定個人情報
二十五の二	日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による行政書士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十五の三	国土交通大臣	海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十六	社会福祉法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会又は同法第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」と総称する。)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十六の二	国土交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)による海技士の免許、締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十六の三	国土交通大臣	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十六の四	国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)	
二十七	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)	
二十八	厚生労働大臣	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
二十九	国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験の執行に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十	日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十一	国税庁長官	税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対する報告の徴収又は質問若しくは検査に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十一の二	法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十二	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十三	防衛大臣	防衛省の職員の給与等に関する法律による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくはこれらに準ずる給付若しくは支給又は若年定年退職者給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十四	厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十五	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十六	財務大臣	国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)による国税等(同法第八条第一項に規定する国税等をいう。)	
三十七	厚生労働大臣又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。)	厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十八	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十九	厚生労働大臣	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十九の二	厚生労働大臣	美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)による美容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
三十九の三	国土交通大臣又は環境大臣	水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十一	厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十二	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十三	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十三の二	都道府県知事	調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)による調理師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十三の三	厚生労働大臣	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十四	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十五	都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十六	厚生労働大臣	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十七	国民年金基金	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十八	国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
四十九	独立行政法人労働者退職金共済機構	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十	都道府県知事	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十一	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十二	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)	
五十三	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第8号 別表 情報提供及び情報照会の根拠			
項番	情報照会者/情報提供者	事務	特定個人情報
五十三の二	都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)による登録販売者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十四	厚生労働大臣	薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十五	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十六	都道府県知事等	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十七	国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十八	社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
五十九	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十	厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十一	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十二	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十三	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十五	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十八	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
六十九	厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十	市町村長	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十一	厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十一の二	都道府県知事	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十二	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十三	厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十四	厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十五	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十六	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十六の二	厚生労働大臣	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十七	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十七の二	都道府県知事	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練指導員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十七の三	厚生労働大臣	職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十八	厚生労働大臣	柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十八の二	厚生労働大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十八の三	経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
七十九	預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十	厚生労働大臣	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十一	市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十一の二	厚生労働大臣	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による免許(同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。)又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十二	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十二の二	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十三	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十三の二	厚生労働大臣	作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)による作業環境測定士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十四	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による未払賃金の立替払に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第8号 別表 情報提供及び情報照会の根拠			
項番	情報照会者/情報提供者	事務	特定個人情報
八十五	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十六	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十七	厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十八	厚生労働大臣	臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
八十九	厚生労働大臣	義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十	厚生労働大臣	港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)による港湾労働者証の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十一	厚生労働大臣	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十一の二	出入国在留管理庁長官	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十二	厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十三	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十四	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十六	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十七	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十八	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
九十九	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百	市町村長	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百一	都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二	厚生労働大臣	精神保健福祉士法(平成九年法律第三百三十一号)による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三	厚生労働大臣	言語聴覚士法(平成九年法律第三百三十二号)による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百四	都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百五	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百五の二	国土交通大臣	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百九十九号)によるマンション管理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百六	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百七	確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百八	国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百九	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十一	市町村長	健康増進法(平成十四年法律第三百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十二	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十三	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十四	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十五	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十六	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第8号 別表 情報提供及び情報照会の根拠			
項番	情報照会者/情報提供者	事務	特定個人情報
百十六の二	厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十七	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十七の二	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十八	厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百十九	厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十一	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による特例給付保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十二	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十三	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十四	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十五	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年法律第五十六号」という。)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十六	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十七	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十八	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百二十九	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十	平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十の二	都道府県知事又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十一	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十二	文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十三	都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十四	内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十五	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
百三十六	預金保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	

(別紙)法令上の根拠			
番号法第19条第9号 情報提供の根拠			
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
条例事務関係情報照会者	番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの	条例事務関係情報提供者	当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 吉崎 博文	市民税課長 日下 裕司	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百十七	削除	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成27年12月25日	(別紙)法令上の根拠	百二十	百十八	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成27年12月25日	Ⅱ しいい値判断項目 1. 対象人数	平成26年4月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わっていないため。)
平成27年12月25日	Ⅱ しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成27年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わっていないため。)
平成28年8月17日	Ⅱ しいい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わっていないため。)
平成28年8月17日	Ⅱ しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わっていないため。)
平成28年8月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部市民税課 第1係、第2係、第3係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請 求 連絡先	徳島市財政部市民税課 第1係、第2係、第3係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063～5065	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番八 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番十一 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番二十六 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番八十七 特定個人情報	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番百八 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番百十六 特定個人情報	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年8月17日	(別紙)法令上の根拠 項番	百十八	百十九	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一～百十九	番号法第19条第7号 別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番三十一、五十四、七十四、九十二、百十五 情報照会者	算用数字	漢数字	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番一 特定個人情報	算用数字	漢数字	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番八十五の二	新設	〔情報照会者〕 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 〔事務〕 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に關する事務であって主務省令で定めるもの 〔情報提供者〕 市町村長 〔特定個人情報〕 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十三 情報照会者	文部科学大臣、都道府県、知事又は都道府県教育委員会	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番百十七	新設	【情報照会者】 厚生労働大臣 【事務】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に關する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 項番	百十九	百二十	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会 の根拠 項番二十七 情報提供者	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 都道府県知事 都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 厚生労働大臣 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 情報照会 の根拠 項番二十七 特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの 失業給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	6. 賦課決定を行い、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を出力する。 7. 給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。 8. 普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 9. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書を送付する。 10. 扶養正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 11. 特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書等の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収により普通徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 12. 年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収及び年金特別徴収税額決定(変更)通知書・納付書を送付する。 13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14. 生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け減免を行う。 15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。 16. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有・管理する)。	6. 賦課決定を行い、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を出力する。 7. 給与所得に係る特別徴収税額決定通知書は特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者、普通徴収納税通知書は納税義務者、公的年金所得に係る特別徴収税額決定通知書は年金支払者及び納税義務者に対して、それぞれ送付する。 8. 個人住民税額が変更となる課税資料を入手した場合には、課税情報を変更し、給与所得に係る特別徴収税額決定通知書等の帳票を課税関係有する者に対して送付する。 9. 本市が住居外課税を行う場合は、地方税法第294条第3項に基づき通知を住民登録がある市区町村に送付するとともに、他市区町村が住居外課税を行う場合は、同通知を受理する。 10. 扶養正処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する扶養親族については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。また、扶養正処理結果を国税庁に通知する。 11. 給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者が退職した場合には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、給与所得に係る特別徴収義務者に対し特別徴収税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し普通徴収納税通知書を送付する。 12. 公的年金所得に係る特別徴収の停止事由が発生した場合には、年金支払者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、普通徴収納税通知書及び公的年金所得に係る特別徴収税額変更通知書を送付する。 13. 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 14. 減免事由に該当する場合は、納税義務者から減免申請書を受理し、減免を行う。 15. 申請のあった者に対し、個人住民税に係る所得(課税)証明書及び営業証明書の交付を行う。 16. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有・管理する)。	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追加	⑩申告支援システム	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八 事務	児童福祉法による里親の認定・養育里親の登録又は障害児入所給付費・高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録・里親の認定又は障害児入所給付費・高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十四 別表第2省令	追加	第22条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十五 別表第2省令	追加	第22条の4	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十八	新設	情報照会者 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 事務 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 第24条の2	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番三十九 別表第2省令	追加	第24条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番四十八 別表第2省令	追加	第26条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第2省令	追加	第31条の2	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十九 別表第2省令	追加	第31条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十四 特定個人情報情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十四 別表第2省令	追加	第43条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番八十五の二 別表第2省令	追加	第43条の4	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第2省令	追加	第44条の2	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百一 別表第2省令	追加	第49条の2	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百六 事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十六 別表第2省令	追加	第59条の2	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠 項番百二十 別表第2省令	追加	第59条の3	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月13日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 別紙2 番号法第19条第9号 情報提供の根拠	新設	情報照会者 条例事務関係情報照会者 事務 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの 情報提供者 条例事務関係情報提供者 特定個人情報 当該事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記載されたものに限る。)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年10月13日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)
平成29年10月13日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)
平成30年10月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 日下 裕司	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年10月31日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)
平成30年10月31日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書類の種類 2. 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 3. 特定個人情報情報の使用 4. 特定個人情報情報の取扱いの委託 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書類の種類 基礎項目評価書及び全項目評価書 2. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 3. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か ・十分である ・権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 4. 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 7. 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 十分である 8. 実施の有無 [O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和1年6月26日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらない。 (理由:しいい値判断結果が 変わらないため。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	Ⅱ しいい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和2年10月8日	Ⅱ しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 (別紙) 法令上の根拠 ② 法上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 番号法第19条第8号 別紙のとおり	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあた らない。事業の提出・公表 が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 (別紙) 法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあた らないため、事前の提出・公表 が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 (別紙) 法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第9号 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあた らないため、事前の提出・公表 が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 (別紙) 法令上の根拠 各ページのヘッダー	番号法第19条第7号 別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠	事後	法改正に伴う号すれの修正で あり、重要な変更にはあた らないため、事前の提出・公表 が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ しいい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和3年9月1日	Ⅱ しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和4年4月8日	表紙 特記事項	(空欄)	税務システム更新に伴う評価再実施により、次期税務システムのカスタマイズプログラミング開始前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の事前)に次期税務システムの評価部分を付属している。 (評価書本体を現行税務システムに関する評価とし、評価書の最後尾部分に次期税務システムに関する評価書部分を丸々添付)	事前	システムの変更という重要な 変更に伴うものであり、全項 目評価の再実施に伴う事前手 続を行う。
令和4年4月8日	Ⅳ リスク対策の次	(追加)		事前	システムの変更という重要な 変更に伴うものであり、全項 目評価の再実施に伴う事前手 続を行う。
令和4年4月8日	(次期税務システム部分) 表紙 特記事項	(空欄)	このページより後ろは、次期税務システムへの更新に伴う、現行税務システムの評価書の付属書類としての、次期税務システムに関する評価書部分(カスタマイズプログラミング開始前のもの)となる。	事前	システムの変更という重要な 変更に伴うものであり、全項 目評価の再実施に伴う事前手 続を行う。
令和4年4月8日	(次期税務システム部分) Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	① 個人住民税システム ② 課税資料イメージデータ管理システム ③ 新窓口対応システ ム(庁内連携システム) ④ 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーパー)シス テム ⑤ 番号連携システム ⑥ 国税連携システム ⑦ 地方税電子申告・年金特報システム (エルタックス) ⑧ 中間サーパーシステム ⑨ 個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩ 申告支援システム	① 個人住民税システム(MIC-JET MISALIO) ② 課税資料イメージデータ管理システム (Tomas Force) ③ 新窓口対応システム(庁内連携システム) ④ 住民基本台帳ネットワー ク(コミュニケーションサーパー)システム ⑤ 番号連携システム ⑥ 国税連携システム ⑦ 地方税電子申告・年金特報システム(エルタックス) ⑧ 中間サーパーシステム ⑨ 個人・ 法人管理システム(宛名システム) ⑩ 申告支援システム(F@NTAX)	事前	システムの変更という重要な 変更に伴うものであり、全項 目評価の再実施に伴う事前手 続を行う。
令和5年1月4日	旧税務システムに関する評価書部 分(評価書前半 表紙～P9)	旧税務システムに関する評価書部分(評価書前半 表紙～P9)	削除	事後	新システム稼働に伴い前出の 旧税務システムに関する評価 書部分を削除。重要な変更は 当たらない。
令和5年1月4日	表紙 評価書名	個人住民税課税事務 基礎項目評価書	個人住民税課税事務 基礎項目評価書	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更には当たらない。
令和5年1月4日	表紙 特記事項	このページより後ろは、次期税務システムへの更新に伴う、現行税務シ ステムの評価書の付属書類としての、次期税務システムに関する評価 書部分(カスタマイズプログラミング開始前のもの)となる。	新税務システムの稼働に伴い、評価書の前半部分(更新前税務システ ムに関する評価書部分)を削除し、後半部分の新税務システムに関す る評価書部分を評価書本体とする。	事後	新システム稼働に伴う変更。 重要な変更には当たらない。
令和5年1月4日	Ⅱ しいい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)
令和5年1月4日	Ⅱ しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	重要な変更には当たらない。 (理由: しいい値判断結果が 変わらないため。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番二十	(新設)	[情報照会者]市町村長 [事務]身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第14条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十三	(新設)	[情報照会者]市町村長 [事務]知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第27条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番五十八 別表第二省令	第31条の2	第31条の2の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番七十一 別表第二省令	-	第39条の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番九十一 別表第二省令	第44条の2	第44条の5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十六	[事務]子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2	[事務]子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの [別表第二省令]第59条の2の2	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番百十七 別表第二省令	-	第59条の2の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番百二十一	(新設)	[情報照会者]公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 [事務]公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの [情報提供者]市町村長 [特定個人情報]地方税関係情報であって主務省令で定めるもの [別表第2省令]第59条の4	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月4日	(別紙)法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 情報提供の根拠 項番二十七	(追加)	[情報提供者]内閣総理大臣 [特定個人情報]公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①個人住民税システム(MIG-JET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@NTAX)	①個人住民税システム(MIG-JET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@NTAX) ⑪税務システム連携中継サーバーシステム	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変 わらないため。)
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変 わらないため。)
令和5年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変 わらないため。)
令和6年10月28日	表紙 特記事項	(空欄)	ガバメントクラウドへの副本データ移行に伴う評価再実施により、ガバメントクラウドへの副本データの移行開始前の評価として、この評価書の最後尾(変更履歴の手前)にガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分を付属している。	事前	重要な変更に伴うものであり、 全項目評価の再実施に伴う事 前手続を行う。
令和6年10月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定め る事務を定める命令第16条	事後	重要な変更に当たらない。
令和6年10月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 番号法第19条第9号 別紙のとおり	番号法第19条第8号 別表 番号法第19条第9号 別紙のとおり	事後	重要な変更に当たらない。
令和6年10月28日	(別紙)法令上の根拠	別紙	新規別紙に差し替え	事後	重要な変更に当たらない。
令和6年10月28日	IV リスク対策の次	(追加)	(評価書本体を現行税務システムに関する評価とし、評価書の最後尾 部分にガバメントクラウドへの副本データ移行に関する評価書部分を 丸々添付)	事前	重要な変更に伴うものであり、 全項目評価の再実施に伴う事 前手続を行う。
令和6年10月28日	(ガバメントクラウドへの副本データ移行に関 する評価書部分) 表紙 特記事項	(空欄)	このページより後ろは、ガバメントクラウドへの副本データ移行に伴う現 行税務システムの評価書の付属書類としてのガバメントクラウドへの副 本データ移行に関する評価書部分となる。	事前	重要な変更に伴うものであり、 全項目評価の再実施に伴う事 前手続を行う。
令和6年10月28日	(次期税務システム部分) I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①個人住民税システム(MIG-JET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住民基本台帳ネットワ ーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥国税連携システム ⑦ 地方税電子申告・年金特徴システム(エルタックス) ⑧中間サーバーシステム ⑨個人・ 法人管理システム(宛名システム) ⑩申告支援システム(F@NTAX) ⑪税務システム連 携中継サーバーシステム	①個人住民税システム(MIG-JET MISALIO) ②課税資料イメージデータ管理システム (Tomas Force) ③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ④ 番号連携システム ⑤国税連携システム ⑥地方税電子申告・年金特徴システム(エル タックス) ⑦中間サーバーシステム ⑧申告支援システム(F@NTAX) ⑨税務システム連 携中継サーバーシステム ⑩S3 ⑪庁内データ連携基盤	事前	重要な変更に伴うものであり、 全項目評価の再実施に伴う事 前手続を行う。
令和6年10月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変 わらないため。)
令和6年10月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に伴うものであり、 全項目評価の再実施に伴う事 前手続を行う。
令和6年10月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	新設	[]適用した。	事後	重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。[十分である] 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者がマイナンバーを記載しない場合において、マイナンバーを特定するために住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税課税課税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報取扱いに關して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	重要な変更に当たらない。
令和6年10月28日	IVリスク対策 1. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する、	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年10月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和7年10月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和7年10月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	⑦中間サーバーシステム⑧申告支援システム(F@NTAX)⑨税務システム連携中継サーバーシステム⑩S3⑪戸内データ連携基盤	⑦個人住民税申告ポータル⑧マイナンバーポータル申請管理⑨中間サーバーシステム⑩申告支援システム(F@NTAX)⑪税務システム連携中継サーバーシステム⑫S3⑬戸内データ連携基盤	事前	重要な変更に伴うものであり、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。